

これからの ASBJ の活動に期待する

ASBJ/FASF 設立 10 周年に寄せて

金融庁 総務企画局長

もりもと まなぶ
森本 学



企業会計基準委員会（ASBJ）並びに公益財団法人財務会計基準機構（FASF）が、2011 年にその設立から 10 周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

10 年前、資本市場の重要なインフラである会計基準の策定につきまして、民間の機関が大きな役割を果たし、国際的にもそうした民間の機関が大きな発言力を有している状態になっていることを受け、我が国においても民間が主体的、自発的、積極的に会計基準の開発を進めていくことの重要性が市場関係者の間で強く認識され、2001 年 7 月 26 日に、ASBJ とその運営母体としての FASF が設立されました。

設立以降、ASBJ においては、25 の会計基準、24 の適用指針、27 の実務対応報告を作成される等、会計基準の開発・整備を行い、我が国の会計基準は、ますます高品質かつ国際的にも調和の取れたものとなってきていると考えております。このことは、2008 年 12 月には、EC の同等性評価に関する決定において、日本基準は、米国基準とともに国際会計基準（IFRS）と同等であると認められたことにも表れております。

この間、2005 年 3 月より、ASBJ と国際会計基準審議会（IASB）のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトが開始され、さらに、2007 年 8 月の ASBJ と IASB の「東京合意」に基づいて、日本基準と IFRS の間の重要な差

異については 2008 年末まで、それ以外の差異については 2011 年 6 月までの解消に努めてきていただいているところです。

この様な我が国会計基準の水準の向上に向けた、ASBJ/FASF ほか関係者の皆様のご努力に対して、深く敬意を表する次第です。

我が国における IFRS の適用については、2009 年 6 月に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表されたところですが、その後の国内外の状況変化を踏まえて、2011 年 6 月 21 日に大臣談話「IFRS 適用に関する検討について」が公表され、その中で、「仮に強制適用する場合であってもその決定から 5-7 年程度の十分な準備期間の設定を行う」等の考え方が示されました。

さらに、6 月 30 日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、我が国における IFRS の適用に関して議論が開始されたところです。

この問題については、今後、審議会の場を中心に検討していくこととなりますが、会計基準が企業経営に与える影響や会社法、税法等との関係、諸外国の状況などを十分見極めながら検討を行っていくこととしていますので、ASBJ/FASF においては、会計基準の開発・

整備を行う立場から、こうした検討に貢献されることを期待しています。

我が国会計基準の国際化の動きがある一方で、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるとの意見を踏まえ、ASBJ/FASF関係者を中心に「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置され、非上場会社の特性を踏まえた会計基準のあり方が検討されて、2010年8月に報告書がとりまとめられました。また、我が国固有の商慣行や会計実務に関連の深い単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱っていくかについても、FASFに「単体財務諸表に関する検討会議」を設置して、個々の会計基準ごとに、関係者の意見を聴取、検討の上、対応の方向性についての考え方を集約し、2011年4月に報告書を公表していただきました。いずれも、ASBJ/FASFが主導的な役割を担って検討いただき、適切に対応していただいたものと考えております。

また、会計基準の国際化に関しては、アジア・オセアニア地区の重要性が拡大しております。すなわち、国際的な会計基準の開発に向けては、今後、我が国だけでなく、アジア・オセアニア地域としての意見を発信していくことが重要であると考えます。そうした意味では、2010年9月に、東京でアジア・オセアニア会計基準設定主体グループ(AOSSG)会議が開催され、その冒頭でASBJの西川委員長が議長に指名され、その後1年間のAOSSG会議の運営を担うこと

になりました。また、FASFにおいては、関係者と共にご尽力いただき、IASBの母体である国際会計基準財団(IFRS財団)の最初の地域事務所として、IFRS財団のアジア・オセアニア地区のサテライト・オフィスが東京に招致することができました。今後、事務所開設の準備を含め大きなご尽力をいただき、サテライト・オフィスを通じてIFRS財団との協力関係が強化されること及び我が国とアジア・オセアニア各国との連携が進展することを強く期待しております。

加えて、IFRS財団に対しては、我が国からは毎年かなりの運営資金を拠出しているところでありますが、2010年分からの資金拠出については、FASFが直接行う方式で行っており、IASBの運営に多大な貢献をされております。

さらに、FASFにおいては、設立当初は、財政基盤の確立に大変ご苦勞をされたと承知しておりますが、取引所あるいは市場関係者の協力を得ながら、会員数の増加を通じた財務基盤の強化に積極的に取り組まれ、上場企業の加入率は本年3月現在で約9割、一部上場に限り99%になっていると承知しており、着実にその成果を上げておられるものと考えております。

金融庁としましては、ASBJ並びにFASFの充実した活動に対しまして、今後ともできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。ASBJ/FASFの今後の益々のご発展を心から祈念いたします。